

ふなばし市民大学校のリカレント教育の推進に係る特別講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふなばし市民大学校で行うリカレント教育を推進するための特別講座を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(実施目的)

第2条 人生100年時代を想定して自らの人生設計を積極的に考え、生涯をととして知識と時代の変化に応じたスキルを獲得することができるような、きっかけづくりとなる内容を提供する。

(コース、定員等)

第3条 コース、定員は、次のとおりとする。なお、申込者が定員を超える場合は、抽選により受講を許可する者を決定する。

コース	定員
パラレルキャリア	35人
コミュニティビジネス	35人

(受講の許可)

第4条 受講を許可する者には、その旨を通知するとともに、納入通知書兼領収書を送付する。

(授業料)

第5条 授業料は、1コース5,000円とする。受講の許可を受けた者は、授業料を速やかに納入しなければならない。また、資料代その他の実費を負担しなければならない。

(講座の回数)

第6条 講座の回数は、1コース5回程度とする。

(講座の日程及び時間)

第7条 第3条に規定するコースごとの講座は、原則として週1回とし、1回1時間30分程度とする。ただし、必要があると認めるときは、回数及び時間を増減することができる。

(受講の制限)

第8条 他の受講生の迷惑となるような行為を行うなど、事務局が受講を不適当と認める者には、受講を制限することができる。

(事務局)

第9条 当該講座の事務局を、船橋市教育委員会生涯学習部社会教育課に置く。

2 事務局長は、社会教育課長をもって充てる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月9日から施行する。